



宮古島
(撮影 渡邊 朋子)

繋いでいくこと…

皆様こんにちは、宇久田秀雄です。これまでこの紙面は前所長の故宇久田進治がそのときどきの「想い」を記してきたところですし、またそれをお読みくださっていた皆様方より「いつも読んで共感しています」「いつも良い気づきを与えてもらっています」…などのご感想をいただいておりますので、この紙面に私がコメントを入れさせていただくことは畏れ多く出来れば避けたい気持ちでございましたが、続けていくことの大事も教わったことの一つでありますので私の方で続けさせていただこうと思っております。

実のところ、私はこの「とらい & グロウ」1 面にある宇久田進治の文章をあまり読まないようにしておりました。父進治はここに想いのまま、また自分の口調で文章を書いておりましたので、「この内容偏ってない…?」「こんな言い方おかしいよ…」といったことを私はついつい言いたくなってしまうのです。職場でのことですので親子が出てしまって恥ずかしいですが、実際に言ってしまった一例を挙げさせていただきますと、「車は一家に一台でよく、二台三台は要らない」といった内容が書かれていたときに、私は「ウチのお客様には自動車関連の業者様も多数いらっしゃるのにこんなこと書かないで!」と怒ってしまったこともございました。

しかし、いざ自分がここに文章を書くことになりましたと、偏りもあれば独自的な表現にもなってしまいそうです。皆様に共感していただける文章を書ける自信はありませんので、勝手ながら私なりの気づきを記していければと思っております。

この「とらい & グロウ」は今回が 448 号となります。第 1 号創刊のときの名称は「とらい」のみで、実はこの名前は当時中学生だった私の提案で付けられたものなのですが、父はそのことをあまり覚えていないようでした…(泣)。

当時はすべて手書きで、コピー機ではなく中古の製版印刷機で印刷したものを家族 4 人で封入して発送したのを覚えております。

あのときから父宇久田進治は 37 年以上一度も休刊せず「想い」を記してきましたことは親子といえども素直に尊敬し、また繋いでいこうという私の「想い」にも結び付いています。

皆さま引き続き来月以降もよろしくお願いいたします。猛暑の折、何卒ご自愛ください。



(宇久田 秀雄)

弥生給与
ユーザー様へ

『弥生給与』が終了し、『弥生 NEXT』になります



2025年5月30日 新規販売終了
2027年3月31日 あんしん保守サポート終了

移行



弥生給与 Next

入力、提出、計算まで。
年末調整を、スマホで効率化。

※弥生会計 より

現在、『弥生給与』ご利用され、年1回、弥生給与(あんしん保守サポート)代金を支払している方が対象です。

*保守サポートとは? ソフトウェアの更新とアップグレード、技術的なサポート、データバックアップなどのサービスです。

何が違うの?

➡ デスクトップ版からクラウド版に。クラウドベースのサービスになります。

	弥生給与	弥生給与 NEXT
形態	デスクトップアプリ	クラウドアプリ
インストール	必要	不要
端末	PCのみ	PC、タブレット、スマートフォン等
データ保存場所	ローカルまたは弥生ドライブ	クラウド
アップデート	手動アップデートが必要	自動アップデート
複数で同時利用	制限があり	同時利用可能(プランによる)

何をしなければいけないの?

➡ 移行手続きが必要です。今までのデータを引き継ぎます。

移行手続きのステップ

- ☑ステップ1 弥生給与 NEXT の契約同意手続き
- ☑ステップ2 移行用ファイルの作成 *ファイル作成ツールがあります
- ☑ステップ3 弥生給与 NEXT のセットアップ&業務を開始する

内容が
ガラッと変わります!

いつ手続きをしたらいいの?

➡ 弥生会計の保守サポートが2027年3月31日までです。2026年中に移行することがおすすめです。

『弥生会計』も『弥生会計 NEXT』へ移行しないとイケなくなるの?

➡ 会計は、引き続き販売と保守サポートを継続するそうです。

慣れているソフトから新しいソフトにする作業や慣れるまで少し大変かもしれませんが、業務の効率も図れそうです。業務に少しゆとりがある時に移行手続きを進めるのがよさそうです。

(業務支援事業班)

住所・名前の変更登記が義務化されます

令和8年4月1日スタート

個人の方も
法人の方も

住所・名前の変更登記が 義務化されます！

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



※法務局 より

不動産(土地や建物等)の状況や所有者などを法務局の登記簿に記録し、一般公開する「不動産登記」制度ですが、令和8年4月1日からルールが変わります。

【改正内容】

これまで、登記名義人の住所が変更されたときは「住所変更登記」が、名前が変更されたときは「氏名変更登記」がそれぞれ必要でしたが、制度上は「任意」でした。今回の改正によってこの住所・名前の変更登記が「義務化」されます。

【背景】

制度上「任意」であったことから、実際には変更登記が進んでいない現状がありました。これも影響し、登記簿を確認しても土地の所有者が分からない「所有者不明土地」が問題視されてきていることが改正のきっかけになっています。

平成28年の国土交通省の調査では、「所有不明土地」の主な発生原因として「所有権移転(相続登記)の未登記」が66%を占めています。これに次ぐ発生原因が「住所変更の未登記」で33%でした。

「相続登記の義務化」は令和6年4月1日から開始しており、これに続いて今回ご案内の「名義変更登記の義務化」が令和8年4月1日から開始することになります。

【注意点】

①義務化した後は、住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記が必要になります。正当な理由なく義務に違反した場合、**5万円以下の過料**(罰金のようなもの)が科される可能性があります。 **重要!**

②ちなみに、義務化前(令和8年4月1日より前)の変更も義務化の対象で、これらも令和10年3月31日までに登記を完了させる必要があります。

③なお、対象者は個人の不動産オーナー様だけでなく、法人の不動産オーナー様も義務化の対象となります。

【手続き】

「スマート変更登記」という制度を活用することで、簡単に、無料で、手続きができるようになります。

「スマート変更登記」を開始すると、以後は法務局側で住所等変更登記をすることになり、住所等の変更があるたびにご自身で登記申請をしなくても、義務違反に問われることがなくなるようです。

なお「スマート変更登記」の開始方法は個人・法人で異なりますので、詳細は法務局からの案内を参照ください。

(松下 洋平)



最近の一枚



皆様、今年の夏はどのようにお過ごしでしょうか？佐藤家は夏の思い出を作ろうと、週末は暑さ・疲れ構わず出かけております。その思い出の一部を写真で掲載したいと思います。

①②こちらの写真は地域の盆踊り大会で、ゲストに芸人のデッカちゃん(DJ DEKKA)が来ており、大変な盛り上がりをしていました。



① 地域の盆踊り大会



②ゲストの DJ DEKKA



③クレーンゲームの景品

③娘が人生初めてのクレーンゲームで取った、景品のもやしのおもちゃです。
(1回 100 円、参考価格として地元スーパーで、もやしワンパック 29 円で販売しております。。。)

(佐藤 信介)



夏季休業のお知らせ

8/9(土)～8/17(日)まで誠に勝手ながら夏季休業とさせていただきます。

8/18(月)より平常通り営業いたします。

ご迷惑ご不便をお掛けいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。



所長・職員一同、みなさまからのご意見・ご感想をお待ちしております。
発行・編集 宇久田秀雄税理士事務所/株経営センターグロー
〒251-0042 神奈川県藤沢市辻堂新町 1-1-2 クロスポイント湘南 6F
TEL 0466(36)0627 / FAX 0466(33)4892



毎週日曜日 18 時～18 時 29 分 FM83.1

日曜日の夕暮れ時は、

『ざいつきげんの音楽鍋』でよいひと時を♪

